

12月3日～9日は「障害者週間」です

障害者週間は、障がいや障がいのある人への関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するものです。

町では、障がいのある人もない人も共に、いきいきと生活し、活動できる社会を目指して、障がいの有無にかかわらず、全ての人が平等に権利と義務を能力に応じて補い合い、助け合う地域社会の実現を目指しています。

この機会に障がいへの理解を深め、身近にできる配慮や工夫について考えてみませんか。

障害者週間に合わせて、町図書館内に関連図書コーナーを設置しますので、ぜひご来館ください。

問 役場福祉課 障がい支援係 ☎ 286 - 3115

ハートフルパス

さまざまな施設に設置されている「障がい者等専用駐車場」を適正に利用いただくため、移動に配慮が必要な人に対して、県内共通の「ハートフルパス（利用証）」を交付します。



対象 障がい者／要介護者／難病の人／けがをした人／妊産婦（妊娠7カ月～産後3カ月）など

申請・交付場所

役場福祉課、県庁、御船保健所
 保健福祉センターはびねす（妊産婦のみ）

必要なもの

障害者手帳や介護保険被保険者証、指定難病医療受給者証、母子健康手帳、診断書など、利用証交付基準が確認できるもの

その他

- ・診断書により申請する人は、本人確認ができる書類を持参してください。
- ・障がいの種類・等級や、けがの状態によっては交付基準に該当しない場合がありますので事前にお問い合わせください。
- ・代理人による申請の場合、代理人の本人確認が必要で。

ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している、内部障がいや難病、妊娠初期など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人がいます。そのような人たちが周囲の人に配慮が必要なることを知らせ、援助が得やすくなるようヘルプマーク、ヘルプカードを交付しています。

援助を必要としている人は誰でも手続きができますので、福祉課窓口でお申し出ください。マークやカードをつけている人を見かけたら

電車やバス内で席を譲る、支援が必要な様子であれば声をかけるなど思いやりの心を持って積極的に行動しましょう。



マークはストラップ付き！



精神障害者 旅客鉄道料金割引

令和7年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、旅客鉄道料金の割引が適用されます。

割引の適用には乗車券購入の際に、種別が明記された精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。令和7年4月以降に交付される手帳には種別の記載がありますが、それ以前に交付を受けた人は福祉課窓口で手帳への記載が必要になります。

割引率 5割

対象となる乗車券

・介護者と一緒に利用する場合

等級1級（第1種）の人と介護者（1人）分の普通乗車券／回数乗車券／普通特急券／定期乗車券（小児定期乗車券除く）

12歳未満の等級2級・3級（第2種）の人と介護者（1人）分の定期乗車券（小児定期乗車券除く）

・手帳を持っている人が一人で利用する場合

すべての等級（第1種、第2種）の人の普通乗車券